

各住宅宿泊管理業者 各位

関東地方整備局 建政部 建設産業第二課

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生にかかる協力依頼について

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

国内における新たな患者発生を予防するなどの必要があるため、住宅宿泊事業者との管理受託契約において宿泊者名簿の管理、宿泊者との対応等を受託している住宅宿泊管理業者におかれましては、下記について御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけるとともに、保健所が行う疫学調査等の宿泊者に関する状況把握に協力すること。
2. 宿泊者に対し、新型コロナウイルスに関する情報提供を行うとともに、発熱又は呼吸器症状（咳等）の発症（以下「発症」という。）時には必ず住宅宿泊管理業者に申し出るよう伝えること。
3. 宿泊者が、届出住宅滞在中に発症を申し出た場合、マスクを着用するなどし、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧めること。
4. 3. により、医療機関での診察を希望した宿泊者に対しては、医療機関の紹介等の支援を行うこと。
5. 住宅宿泊管理業者は、手洗い、うがいを励行すること。特に、3. の発症の申し出があった当該宿泊者と対応した住宅宿泊管理業者は、マスクの着用、症状が認められた際の医療機関での受診等適切な対応をとること。
6. 再委託を行っている場合、再委託先にも上記の内容について周知すること。
7. 観光庁より住宅宿泊事業者に対し発症に関する報告をするよう指示がされたところであるため、住宅宿泊管理業者においても、宿泊者が、届出住宅滞在中に発症を申し出た場合、遅滞なく、別紙1を参考に住宅宿泊事業者に報告すること。
8. 併せて住宅宿泊事業者に報告した内容について別紙1により、遅滞なく国土交通省不動産業課あて（メール：hqt-minpaku-kanri@gxb.mlit.go.jp、）に報告すること。
問い合わせ先：国土交通省 不動産業課 03-5253-8111（内線25136）

【中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について（厚生労働省）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【住宅宿泊管理業に関すること】

関東地方整備局 建政部 建設産業第二課

TEL 048-601-3151（内線6655）